

茨城県知事 大井川 和彦 殿

古河市長 針谷 力



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 7 年 7 月 1 1 日付け公告のあった下記
の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) 総和ファッションモール
所在地 古河市西牛谷字早稲田 1086 番 1 外
- 2 届出者
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社しまむら
代表取締役 高橋 維一郎
住所
埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
	意見なし	

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者
が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。